

# 青森県報

第千九百四号

平成十三年八月六日(月曜日)

## 目次

### 公 告

- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……一
- 右 同……………( 同 ) ……一
- 右 同……………( 同 ) ……二
- 右 同……………( 同 ) ……二
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(土木事務所) ……三
- 右 同……………(土木事務所) ……三
- 右 同……………( 同 ) ……四

## 公 告

### 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年八月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
県庁生協新城店

青森市石江字江渡五二の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県庁消費生活協同組合

青森市長島一丁目の一

理事長 井筒智義

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十三年八月六日から同年九月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

### 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年八月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 協同組合サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

代表理事 福士喬

2 ニュータウン商事株式会社

青森市緑三丁目九の二

代表取締役 福士喬

三 意見の概要

すべての騒音予測地点において、騒音レベルの最大値が騒音規制法の夜間基準を  
超えている。特に、西駐車場は第一種低層住居専用地域に立地しているため、周辺  
の生活環境には配慮が必要である。

したがって、駐車場を利用できる時間帯も含め、騒音対策について再度検討して  
ください。

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十三年八月六日から同年九月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ  
た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年八月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア虹ヶ丘店

青森市虹ヶ丘一丁目一五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 意見の概要

すべての騒音予測地点において、騒音レベルの最大値が騒音規制法の夜間基準を  
超えている。特に、周辺は第一種低層住居専用地域であり、生活環境には配慮が必  
要である。

したがって、空調設備の稼働時間や遮音壁の設置等も含め、騒音対策について再  
度検討してください。

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十三年八月六日から同年九月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ  
た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年八月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸城下ショッピングセンター

八戸市城下二丁目一一の六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ジャスコ株式会社  
 東京都千代田区神田錦町一丁目一  
 代表取締役 岡田元也

三 意見の概要  
 県の意見なし  
 四 意見書の縦覧

1 場所  
 青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間  
 平成十三年八月六日から同年九月六日まで

3 時間  
 午前八時三十分から午後四時四十五分まで  
 ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

発行行為に関する工事の完了

次のとおり発行行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十三年八月六日

青森県知事 木村守男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
一 上北郡百石町二川目一丁目七三の八四	上北郡百石町二川目一丁目六の七八 大光新一
一 和田市大字三本木字西金崎二一六の	青森市問屋町二丁目二〇の七 株式会社丸大サクラキ薬局
中津軽郡岩木町大字熊島字豊田二六八の二	中津軽郡岩木町大字熊島字豊田二六八の二 花田善司
北津軽郡板柳町大字深味字西西田二〇の一	弘前市大字小比内字福田落六二の八 秀明機材弘前株式会社

黒石市追子野木三丁目三三の一から三三三の七まで  
 黒石市大字浜町六三の一  
 株式会社ロック宅建事務所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年八月六日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 株式会社東日本建設
- 二 代表者の氏名 田名部 幸一
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂二丁目三番二一五号
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一八）第一一六七二一五
- 五 取消年月日 平成十三年七月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
 平成十三年七月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年八月六日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 長内土木造園
- 二 氏名 長内松雄
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡車力村大字下車力字盛野八三番地

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二)第一四九三九号  
 五 取消年月日 平成十三年六月五日  
 六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、ほ装、しゅんせつ、造園、水道工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年五月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年八月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 中村林業土木

二 氏名 中村平治

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰹ヶ沢町大字長平町字甲音羽山一五二番地

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二)第一三九九二号

五 取消年月日 平成十三年七月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年七月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭